

(案)

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和6年5月29日
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」について、令和6年1月22日（月）から同年2月20日（火）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>有機シアン化合物の劇物指定は、昭和40年1月の政令から開始されているが、当時は、高分子化合物およびトリチオシクロヘプタジエン-3,4,6,7-テトラニトリル15%以下を含有する燻蒸剤だけが除外されるというわかりやすい内容だった。しかし、有機シアン化合物に関しての除外が現在187にまで増えており、該非を確認するのも困難な状況になってきているので、除外の追加ではなく、根本的な改正をお願いしたい。</p> <p>有機シアンのような一律的な指定は毒物及び劇物取締法においていくつかあり、重金属に基づく一律的な指定は、重金属の特性から妥当だと思うが、元素に基づかない広範囲な一律規制は、有機シアン化合物のみである。おそらく無機シアン化合物の毒性の強さ、制定前の事件、事故等の背景があって、有機シアン化</p>	<p>有機シアン化合物の劇物指定については、シアノ基に由来する毒性を有する物質が含まれる一方、除外物質のように指定基準を超える毒性を有しない物質も含まれると認識しています。</p> <p>厚生労働省としても適切な規制範囲について検討を行っているところであり、最新の科学的知見を踏まえ、合理的な規制範囲が明ら</p>

(案)

化合物を生体内でシアン化水素が発生する恐れがあるとの予想から一律的な劇物指定に至ったのだろうと推察される。当時は、十分な検証ができなかったご事情もあると思うが、毒性が不明であっても劇物としての管理が必要であり、紛失してしまった場合には、警察に通報する必要がある現状に矛盾を感じる。同じ毒性が不明な有機化合物であっても、シアノ基を持っていない場合とでは、全く異なる対応が必要なので、事実やサイエンスに基づかない規制であることが際立っています。とりわけ、教育現場や多様な化学物質を扱う研究現場においては、毒物及び劇物取締法の法的妥当性を危ういものとしかねず、非常に問題な条文であると考えている。

また、今回のように個別物質ごとに急性毒性等の毒性評価結果を示し、審議会で除外可否を判断していただく道筋も用意されているが、毒物及び劇物取締法における製造業や販売業に該当しない研究現場や教育機関、とりわけ多種多様な少量の新規物質を合成し、研究に利用している場合には、審議いただくための準備をすることは、実質的に不可能である。

平成 18 年の「毒物及び劇物の指定等の考え方の見直し」のパブコメ 0000141531.pdf においても、「有機シアン化合物として一律規制されているのは適当ではない」との意見が出されており、これに対して、「一般にシアンを遊離する化学物質は、毒性が強いことが知られており、規制の対象としている」と回答していることから、構造的にシアンを遊離しにくい有機シアン化合物に関しては、構造毒性相関が低いと判断されているものと推察する。一般的に低分子有機化合物は、有している官能基の有無だけでなく、化学物質の物性、立体化学などによって代謝部位、代謝反応性が決まってくると考えられるし、有機シアン化合物であるから毒性が強いというロジックが成り立たないことは、これまでに劇物指定から除外された有機シアン化合物の数、及び医薬品として利用されている有

かになった場合は規制の見直しを進めてまいりたいと考えています。

(案)

	<p>機シアン化合物が存在していることから明らかである。一般にシアンを遊離する化学物質に着目するのであれば、有機シアン化合物の規制を下記の二つに整理いただくことを提案する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. シアンを遊離する可能性のある構造（シアノヒドリン）を一般構造として指定する2. 毒性面から劇物登録がふさわしいが、上記で漏れてしまう物質は、個別指定する	
2	<p>農薬の規制緩和には反対する。</p> <p>特に昨今、香害と呼ばれるマイクロカプセルに入れられた人工香料や抗菌剤が意図しようとしまいと付着し、吸入が継続する事で慢性中毒を起こし化学物質過敏症を発症する人が増えている。一度反応するようになると、次々と反応する化学物質が増えて重症化していくことがあるという。</p> <p>農薬についても、人に重篤な影響をもたらすものである。化学物質過敏症の人では、付近の農薬散布や農薬を触った人に近づかれただけで気絶し家人に死ぬかと思っただと言われるほどの苛烈な症状を起こす人もいる。（『県民ホットライン 2022年12月分 化学物質過敏症のない長野県について』より https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kensei/koho/hotline/202212/hot_2212-1.html）</p> <p>マイクロカプセルに入れてあることでなくなるのも遅くなるということではないか？</p> <p>また、マイクロカプセルは極微小なプラスチック製品で、家庭排水や土中から川、海へ流れて大気中に舞い上がり、雨とともに降ってきていることが早稲田大学で研究されている。海の貝から柔軟剤成分が検出されるなど、環境中に大量のマイクロカプセルがばら撒かれ汚染されている状況が伺える。</p>	<p>今般の改正は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、2-イソプロピルー4-メチルピリミジルー6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）の劇物としての除外範囲を変更するものです。</p> <p>毒物及び劇物は、急性毒性等の基準によって該当性を判断しているもので、環境影響はその判断にあたって考慮するものではなく、また、農薬として使用や成分に関して規制を行うものではありません。</p>

(案)

欧州などではマイクロカプセルの使用は制限されていると聞く。含有量を増やす改正はすべきでない。
--